

二次健康診断等の特殊性

○二次健康診断

- ・ 脳・心臓疾患の発症の予防に特化した健康診断であり、「超音波検査」や「負荷心電図検査」等の精緻な検査を実施
- ・ 二次健康診断健診実施後は、事業者(産業医等)において、業務上の事由による脳・心臓疾患の発生防止のため、配置転換、過重労働の軽減、医療機関受診機会の付与などの措置を的確に講じることができるよう、受診結果の「医師の所見」欄に受診者の就業上の措置に結びつく内容を的確に記載(現行は費用で評価)

○特定保健指導

- ・ 二次健康診断の結果に基づき実施される特定保健指導も、同様に業務上の事由による脳・心臓疾患の発生防止の観点から、受診者の就業上の配慮に結びつく高度な医学的所見が必要

特殊性を踏まえた見直し

- ① 受診者による「就労の状況等に係る質問票」を新たに設ける
- ② 脳・心臓の状態が把握できる精緻な検査を実施
- ③ ①、②の結果を踏まえ、「生活上の問題点」及び「就労上の問題点」を抽出するための特定保健指導を実施するため、新たな様式を設ける
- ④ 二次健康診断及び特定保健指導の受診結果について、所見を記載する視点等を示すことにより、事業者(産業医等)において就業上の措置又は配慮すべき事項がより明確化でき、より一層の業務上の事由による脳・心臓疾患の発生予防のための措置等を具体的に講じることが可能

評価

二次健康診断等固有の評価

- ・ 二次健康診断の他、特定保健指導についても特殊性を評価した費用の額を設定
(趣旨、目的、手法は異なるが、有職者を対象に特定保健指導を実施している高齢者医療確保法に基づく「動機付け支援」の実勢価格などを参考に費用の額を検討)